

京都府議会 2018 年 12 月定例会

西脇 いく子 議員の議案討論	1
かみね 史朗 議員の意見書討論	3
議案議決結果	5
意見書・決議案・請願審査結果	6
共産党議員団が提案した意見書・決議案文	8

●京都府議会 2018 年 12 月定例会で、西脇いく子議員、かみね史朗議員が行なった討論を紹介します。

議案討論

西脇 いく子議員 (日本共産党 京都市下京区) 2018 年 12 月 19 日

日本共産党の西脇いく子です。日本共産党府議会議員団を代表しまして、ただいま議題となっております、議案23件のうち、第2号議案「介護保険法に基づく介護医療院の人員等の基準に関する条例制定の件」、第4号議案「京都府公営企業の設置等に関する条例一部改正の件」、第5号議案「介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員等の基準等に関する条例等一部改正の件」、第8号議案「財産無償貸付けの件「京都経済センター」および第9号議案の「財産無償貸し付けの件(けいはんなプラザ)」について反対し、他の議案に賛成の立場から討論を行います。

まず、第2号議案についてです。昨年5月の地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の成立を受けたもので、「医療と介護の一体改革」として、療養病床削減のための新たな受け皿として「介護医療院」を創設、「福祉のあり方の見直し」として、高齢者と障がい児(者)のサービスを複合させた「共生型サービス」の創設等を行なうものです。介護医療院について、長期療養に伴う高齢者が入院する介護療養病床の廃止を、現在の経過措置からさらに6年延長し、新たに新設する介護医療院に移行することに伴う設備、人員等の配置基準を設けたものです。

介護医療院が「日常的な医療管理」「看取り・ターミナル」等の機能と「生活施設」としての機能を兼ね備えた新たなタイプの介護保険施設としていますが、人員配置も、設備機能の基準もそれを保証するものとはなっていません。また、介護職員や看護師の労働条件では、職員の離職や人員不足が加速することも懸念されます。よって、基準の緩和、引き下げ、安上がりの施設への転換ともいうべき、介護医療院の設置は反対です。

第5号議案については、介護保険、障がい者総合支援法のいずれかの指定を受けた事業者が他方の制度における指定を受けることが容易になるように基準を緩和するものです。高齢・障害児者分野における行政の縦割りを是正させる一面もありますが、人員体制や介護・障害児者の報酬等、サービスの質が担保され、高齢者・障害児(者)の願いに適う事業になる保障はありません。

委員会審議では、「障害児者の施設入所者が65歳を過ぎてもひき続き同じ施設で入所できるのがメリット」と答弁がありましたが、対象や目的の違うサービスを強引に統合するのではなく、現行の介護保険優先の原則を見直し、障害当事者の年齢に関わらず、必要なサービスを保証する法体系に踏み出すことこそ必要です。

そもそも、厚生労働省および実現本部の「我がこと・丸ごと」の出発点は「効率化」「生産性の向上」「自助・互助・共助の優先」「地域住民の支え合い」など、福祉・介護の財政抑制にあることは明らかで、障害当事者や関係団体からも厳しい意見が上がっており、反対です。

次に、第4号議案「京都府公営企業の設置等に関する条例一部改正の件」についてです。本来、下水道の事業は、住民生活のライフラインとなるものであり、今後、下水道の耐震化や水処理施設の整備、老朽化対策事業などが求められています。その下水道事業を公営企業化することは、下水道事業が独立採算化され、受益者負担の原則のもと一般会計からの繰り入れができなくなり、各市町村負担金や利用者である住民の下水道料金が引き上げられることにつながります。

そのうえで、総務省は、各都道府県・市町村の公営企業に公営企業会計の適用を平成27年度から31年度までに行うこと、特に、下水道事業等について重点的に取り組むことを求めるとともに、公営企業会計等を通じ、民間事業者によるコンセッション方式、PPP/PFI事業への参入を促進することまで求めています。その結果、本府として国の促進する公営企業会計化により、上下水道と一体化して公営企業の徹底した効率化・経営の健全化の名の下に一層の技術職員削減、施設の統廃合にもつながる恐れがあります。よって反対するものです。

なお、本条例案が可決していないにもかかわらず、既に「京都府流域下水道公営事業会計システム構築及び保守・運用に係る一般競争入札」を実施し、運用保守業務の委託契約を平成34年度まで、長期にわたり結んでいたことは重大であり厳しく指摘しておきます。

次に、第8号議案「財産無償貸し付けの件（京都経済センター）」についてですが、この議案は、京都経済センターの京都府区分所有部分について、「京都産業21」に無償貸し付けするものです。京都経済センターへの中小企業会館の機能移転にあたっては、本来、中小企業会館は、府内中小企業の組織の強化と振興発展に寄与してきた歴史的役割を踏まえた対応が求められるはずですが、ところが、経緯を見ると、中小企業団体から様々な不安の声が上がる中、中小企業センターを利用して建設を急ぎ、勝手に募集を行おうとするなど、異常なやり方が続きました。

さらに、今回議題となっている運営管理団体の選定では、審査会でこれまでの、中小企業施策の推進や中小企業団体の交流など果たしてきた役割や経過などは考慮されず、審査会で選ばれたとして、選定先を「京都産業21」としたこと自体が、府が主導的に中小企業支援のあり方、中小企業のあり方を変えようとしていることを示していると言わなければなりません。こうしたやり方を繰り返してきた府の責任は極めて重大であり反対です。なお、中小企業会館については、廃止せず、将来にわたり存続されるよう強く求めるものです。

次に、第9号議案「財産無償貸し付けの件（けいはんなプラザ）」についてですが、この議案は、けいはんなプラザのラボ棟とスーパーラボ棟を「株式会社けいはんな」へ無償貸し付けするものです。そもそも、ラボ棟とスーパーラボ棟は、2008年に「株式会社けいはんな」から寄付を受けた上で、民事再生を申請した同社の経営再生計画の一環として10年間の無償貸付を行ってきたものです。今回、民事再生にあたって100億円の債権放棄を受けた上で発行した17億円の社債の返済は終わったものの、経営の健全化に向けて引き続き無償で貸し付けるとのことですが、説明の中では経営の健全化がまだまだ難しいこと、加えて、大規模修繕などさらなる府の大きな負担が予想されていることなどが明らかになりました。国家プロジェクトとして進められてきたもので、交流施設としても重要な施設であるというのならなおのこと、府に責任を追わせ続けるという法のスキームを改めることを含め、国に対してその責任を果たすよう求める時期に来ており、そうしたことなく、本議案に賛成することは出来ません。

なお、第1号議案「平成30年度京都府一般会計補正予算（第5号）」については賛成するものですが、「新行政棟・文化庁移転施設整備費」については、本来、国の省庁移転に係る費用は、国において負担すべきものだというを指摘しておきます。

同じく22号議案「職員の給与等に関する条例等一部改正の件」についても、職員の給与についての改定には賛成するものですが、議員の報酬引き上げについては反対です。

最後に、災害対策に関わって一言申し上げます。台風21号や連続した豪雨などにより、府内の被害は、今なお深刻です。今後も京都府として住宅被害に対して府独自の支援を行なうなど、最大限、被災住宅や河川、森林等現場の実態や要望にこたえた予算を確保して頂くよう強く求めるものです。

以上で討論を終わります。ご清聴ありがとうございました。

## 意見書・決議案討論

かみね 史朗議員（日本共産党 京都市右京区）

2018年12月19日

日本共産党のかみね史朗です。ただ今議題となっています意見書案、決議案 22 件のうち、わが党会派提案をはじめ 20 件の意見書、決議案に賛成し、水道法改正に対して持続可能な水道の基盤強化を求める意見書案、Society 5.0 時代に向けた学校教育環境の整備を求める意見書案の 2 件に反対する討論を行います。

まずわが党会派提案の意見書案についてです。第一に、日本を再び戦争する国に逆戻りさせる憲法 9 条改悪に反対する意見書案と消費税の 10%増税中止を求める意見書案についてです。

安倍改憲NO市民アクションが取り組む憲法 9 条を守る 3000 万人署名運動は、全国で 1500 万人、京都で 30 万人を超えて大きく広がっています。共同通信社の世論調査で、安倍首相の憲法 9 条改憲の方針に国民の 52.8%が反対しています。この国民世論と野党共闘の力が、憲法審査会への自民党改憲案提案を断念に追い込みました。

しかし、安倍首相は、臨時国会終了後の記者会見で、2020 年の改正憲法施行をめざすことを改めて表明しました。そして、自衛隊員の募集業務の協力を自治体に強要していたことが明らかになりました。これに京都府が当然のように従って協力していることは重大です。

今日の自衛隊は、安保法制のもとで、駆けつけ警護や艦船防護など憲法違反の武力行使の任務をもつに至っています。すでに南スーダンなどでの PKO 部隊に従事し、府内の自衛隊員も派遣され、危険な任務を担わされています。このような自衛隊に京都府が率先して京都の若者を送り出すことは、断じて認められません。政府は、自衛官募集業務への協力の要請は直ちに中止し、憲法 9 条の改悪は、きっぱりと断念すべきです。

消費税の 10%増税については、内閣府が発表した今年 7～9 月期の GDP 改定値が年率で 2.5%減となり、消費税が増税された 2014 年 4～6 月期以来の大幅な落ち込みとなっています。このような消費不況のもとで消費税 10%の増税を強行することは断じて許されません。「軽減税率」やポイント還元などの「増税対策」については、例えば、医薬部外品のリポビタミン D は消費税 10%ですが、清涼飲料水のオロナミン C は食料品なので原則 8%です。そして大手スーパーでは 8%で、中小小売店では現金では 8%ですが、カードを使えば 3%。コンビニで現金なら 8%、カードなら 6%と訳が分かりません。さらに、ポイント還元の対象店舗を大企業と中小企業で線引きするといいますが、高級小売店で還元され、安売りの大手スーパーでは還元されないなどの不公平が生じます。期間限定である上に、混乱と不公平を生みだすだけのあまりに愚かな政策といわなければなりません。社会保障の充実のための財源は、大企業や富裕層への優遇税制の見直し、大型開発や米軍への思いやり予算、政党助成金などムダを削ってつくるべきであります。

第二に、出入国管理及び難民認定法改正案の強行採決に抗議し抜本的見直しを求める意見書案、水産改革関連法の見直しを求める意見書案、森林経営管理法の実施中止を求める意見書案、改正水道法を撤回し、財政支援の強化等を求める意見書案、森林の防災対策の抜本的強化を求める決議案についてです。

低賃金、使い捨ての外国人労働者を拡大する入管法の改悪や漁業権を地元漁民から取り上げる漁業法の改悪、さらに森林伐採を大規模に推し進める森林経営管理法、水道事業を民間にゆだねる水道法改正などは、いずれも安倍内閣が財界の要望に答え、大企業が利益追求できる環境を整備するために強行したものであります。

出入国管理及び難民認定法の改正では、政府が外国人技能実習生のなかで、8 年間に 174 人も死亡し、最低賃金以下の過酷な労働条件や、暴行・セクハラなどが横行していた事実を隠ぺいし、調査結果のねつ造や、虚偽答弁を繰り返したことは極めて重大です。産経新聞の世論調査でも「今国会での成立にこだわるべきではなかった」が 71.3%、共同通信でも「評価しない」が 65.8%に達しました。出入国管理及び難民認定法の改正については、実施せず、外国人技能実習制度とともに、抜本的な見直しを行うべきであります。

水産改革法は、漁業権の地元漁民への優先付与をやめ、知事が企業に漁業権を与えることを可能にしたものです。同時に大型船のトン数規制を撤廃し、大企業等が資本力を生かして経営展開できるようになり、大企業の漁

業権独占に道を開く危険があります。このような重大な内容について、政府が主催した説明会に参加した沿岸地区の漁協は 77 組合だけであり、955 ある漁協のわずか 1 割にも達していません。京都府内の漁業者にもまともな説明はありません。現場を置き去りにした成長産業化の流れに歯止めをかけ、浜と漁業者が主役になれる政策転換こそ必要であります。

森林経営管理法は、山林所有者に伐採、造林、保育の義務が果たせないときに市町村に経営管理権を移行させることを可能にするとともに、短伐期皆伐を奨励し、力のある企業の参入を促進するものです。儲かるところは企業などによって皆伐が進む一方で、再生産までは手がまわらず、結果として防災的機能を含む山林の多面的機能が低下するだけでなく、日本の森林資源の持続可能性を損なわせる危険性があります。森林経営管理法の実施をただちに中止すべきであります。そして、本府においては、連続した豪雨や台風による 590 箇所 1,163.5ha にも上る倒木と森林被害の早期復旧と森林の防災対策の抜本的強化に取り組むよう強く求めるものであります。

水道法改正については、水道事業の運営権を民間に売却するコンセッション方式の導入など民営化を促進するものです。これにより、料金値上げなど民間の運営に対するチェック機能が働かなくなる恐れがあります。また広域化を促進することで簡易水道や自己水源の廃止につながり、災害対応にも有効な自治体による地域分散型水道を否定し弱体化させることとなります。世界では、民営化で料金の高騰や水質悪化などから再公営化の動きが加速し、2000 年から 15 年間で 37 か国、235 事業にも上っています。改定水道法は撤回し、住民の貴重な財産である水道インフラは自治体主体で健全な運営が可能となるよう財政支援の強化などを行うべきであります。

以上見ただけでも国民に追い詰められた安倍内閣の暴走と暮らし破壊の政治は際立っており、府民の立場から府議会として暴走ストップの声をあげようではありませんか。

なお、府民クラブ提案の改正水道法の廃止と持続可能な水道の基盤強化を求める意見書案は、改正水道法の廃止を求めており賛成です。自民、公明提案の水道法改正に対して持続可能な水道の基盤強化を求める意見書案は、水道事業の民営化や広域化の促進を前提にしており反対であります。

第三に、国民保険料（税）を協会けんぽ並みに引き下げることを求める意見書案、子育て支援医療制度を拡充し、中学卒業まで窓口無料化を求める決議案、全員制の温かい中学校給食の実施を求める決議案、奨学金返済支援制度の見直し拡充を求める決議案についてです。

いずれも貧困と格差が広がるなか、府民の暮らしを守るために緊急に取り組まなければならない課題ばかりです。高すぎる保険料を引き下げ、国保の構造的な問題を解決するためには、国が公費負担を大幅に引き下げてきたことを改めさせることが必要です。全国知事会、全国市長会、全国町村会も、2014 年に公費を 1 兆円投入して、協会けんぽの保険料並みに引き下げることを政府・与党に求めています。政府は、国民健康保険の都道府県化にあたり一定の財政支援を行いましたが、保険料は下がるどころか今後値上げが連続して行われる危険があります。高すぎる国民健康保険料を「協会けんぽ」並みに引き下げのため、「平等割」「均等割」を廃止し、1兆円の公費投入を行うよう強く求めるものであります。

中学卒業までの医療費の無料化や全員性の温かい中学校給食、奨学金返済制度の改善は、子育て世帯と若者の切実な願いであり、子育て環境日本一を目指すというならただちに実施すべき府政の緊急重要課題です。知事は、中学卒業までの医療費無料化を求めるわが議員団の質問に、市町村とともに改善に向けて検討し来年度から実施したいと答えていますが、どのように改善するのか知事の思いを明らかにしていないのは残念です。

府内の市町村では、ほとんどが中学卒業まで医療費を無料化しています。中学卒業まで医療費を無料化することは、市町村全体の認識であり、本府もそこに踏み出すべきであります。残る京都市などについても知事が市長にその水準の拡充をはかるよう積極的に働きかけるべきであります。

温かい全員制の中学校給食の実現について知事は、市町村が行う仕事というだけで京都府の役割を認めようとしていません。本府の中学校給食の喫食率は 35.7%と全国平均の 84.1%と比べてもきわめて低く、全国ワースト 2 位です。国は食育推進計画の中で中学校給食の喫食率を 90%と定めていますが、本府はその目標すら掲げていません。この現実を変えるために、今こそ京都府が役割を発揮すべき時であります。

府内中小企業で働く若者の奨学金負担を軽減する奨学金返済支援制度については、知事も改善を検討すると表明されていますが、若者の二人に一人が非正規の働き方を余儀なくされ、苦しい生活に追い打ちをかけているのが

奨学金の返済です。奨学金返済による自己破産者は過去5年間で1万5千人を超えています。若者の生活を支え、結婚や子育てを応援するためにも、すべての若者に奨学金返済支援制度が適用できるよう速やかな制度改善を強く求めるものであります。

第四に、教育格差をなくし、すべての子どもたちにゆきとどいた教育を求める意見書案と教職員を増やし、異常な長時間労働の是正を求める意見書案についてです。

35人以下学級、教育の無償化、教育条件の改善を求める「ゆきとどいた教育を求める署名」は、この30年で延べ4億5000万人に達しています。本年も12月7日の全国署名集約集会では、432万4595人分の署名が集約されています。子どもの貧困率が13.9%、一人親家庭の貧困率は50.8%となり、すべての子どもたちの豊かな学びのために、教育予算の増額と教育条件の改善は急務であります。

同時に、「学校がブラック職場になっている」と言われており、教職員の長時間労働が社会問題になっています。その是正は、労働条件の改善として緊急であり、子どもの教育条件の改善としてきわめて大切な国民的課題であります。昨年、ついに政府も「教職員の長時間勤務の早急な是正」を掲げましたが、その対策は肝心の教員増がないなど不十分です。子どもたち一人ひとりが個性的に人として育ち、その人間形成を支える教員の仕事という専門性の発揮のために、それにふさわしい労働条件の抜本的な改善が必要であります。

自民、公明、府民3党派提案のSociety 5.0時代に向けた学校教育環境の整備を求める意見書案については、ICTはあくまでも教育のためのツールであります。意見書案の第3項で「学校現場と企業等の協働」として、学校教育を教育サービス産業やIT大手の大企業のもうけのために差し出し、公教育をゆがめ、子どもの全人格の発達を阻害する恐れがあり反対であります。

以上で討論を終わります。ご清聴ありがとうございました。

## 2018年12月議会 議案議決結果

議案番号	件名	議決 月日	議決 結果	賛否の状況					
				共産	自民	府民	公明	維新	無
第1号	平成30年度京都府一般会計補正予算(第5号)	12月19日	原案可決	○	○	○	○	○	○
第2号	介護保険法に基づく介護医療院の人員等の基準に関する条例制定の件	12月19日	原案可決	×	○	○	○	○	○
第3号	京都府手数料徴収条例一部改正の件	12月19日	原案可決	○	○	○	○	○	○
第4号	京都府公営企業の設置等に関する条例一部改正の件	12月19日	原案可決	×	○	○	○	○	○
第5号	介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員等の基準等に関する条例等一部改正の件	12月19日	原案可決	×	○	○	○	○	○
第6号	京都府がん対策推進条例一部改正の件	12月19日	原案可決	○	○	○	○	○	○
第7号	東中央線街路工事請負契約変更の件	12月19日	原案可決	○	○	○	○	○	○
第8号	財産無償貸付けの件(京都経済センター)	12月19日	原案可決	×	○	○	○	○	○
第9号	財産無償貸付けの件(けいはんなプラザ)	12月19日	原案	×	○	○	○	○	○

号			可決						
第10号	京都府食の安心・安全行動計画を定める件	12月19日	原案可決	○	○	○	○	○	○
第11号	当せん金付証券発売の件	12月19日	原案可決	○	○	○	○	○	○
第12号	損害賠償の額の専決処分について承認を求める件	12月19日	承認	○	○	○	○	○	○
第13号	平成30年度京都府一般会計補正予算(第6号)	12月19日	原案可決	○	○	○	○	×	×
第14号	平成30年度京都府収益事業特別会計補正予算(第1号)	12月19日	原案可決	○	○	○	○	×	×
第15号	平成30年度京都府地域開発事業特別会計補正予算(第1号)	12月19日	原案可決	○	○	○	○	×	×
第16号	平成30年度京都府流域下水道事業特別会計補正予算(第1号)	12月19日	原案可決	○	○	○	○	×	×
第17号	平成30年度京都府港湾事業特別会計補正予算(第1号)	12月19日	原案可決	○	○	○	○	×	×
第18号	平成30年度京都府電気事業会計補正予算(第1号)	12月19日	原案可決	○	○	○	○	×	×
第19号	平成30年度京都府水道事業会計補正予算(第1号)	12月19日	原案可決	○	○	○	○	×	×
第20号	平成30年度京都府病院事業会計補正予算(第1号)	12月19日	原案可決	○	○	○	○	×	×
第21号	平成30年度京都府工業用水道事業会計補正予算(第1号)	12月19日	原案可決	○	○	○	○	×	×
第22号	職員の給与等に関する条例等一部改正の件	12月19日	原案可決	○	○	○	○	×	×
第23号	1級河川弘法川床上浸水対策特別緊急工事請負契約締結の件	12月19日	原案可決	○	○	○	○	○	○

## 平成30年12月議会 意見書・決議案議決結果

意見書 案番号	件名	議決 月日	議決 結果	提案 会派	賛否の状況					
					共 産	自 民	府 民	公 明	維 新	無
第1号	多文化共生における社会基盤整備を求める意見書	12月19日	原案可決	自・府公	○	○	○	○	○	○
第2号	無戸籍問題の解消を求める意見書	12月19日	原案可決	自・府公	○	○	○	○	○	○
第3号	妊娠・出産を社会全体で支援するために、医療費の妊婦加算制度の見直しを求める意見書	12月19日	原案可決	自・府公	○	○	○	○	○	○



第4号	義援金差押禁止法の恒久化を求める意見書	12月19日	原案可決	自・府公	○	○	○	○	○	○
第5号	認知症施策の推進を求める意見書	12月19日	原案可決	自・府公	○	○	○	○	○	○
第6号	Society5.0時代に向けた学校教育環境の整備を求める意見書	12月19日	原案可決	自・府公	×	○	○	○	○	○
第7号	障がい者雇用水増し問題の再発防止策の徹底及び障がい者の労働環境整備を求める意見書	12月19日	原案可決	自・府公	○	○	○	○	○	○
第8号	改定水道法を撤回し、財政支援の強化等を求める意見書	12月19日	否決	共産党	○	×	×	×	×	×
第9号	改正水道法の廃止と持続可能な水道の基盤強化を求める意見書	12月19日	否決	府民クラブ	○	×	○	×	×	×
第10号	水道法改正に対して持続可能な水道の基盤強化を求める意見書	12月19日	原案可決	自民党 公明党	×	○	×	○	○	○
第11号	日本を再び戦争する国に逆戻りさせる憲法9条改悪に反対する意見書	12月19日	否決	共産党	○	×	×	×	×	×
第12号	国民健康保険料(税)を協会けんぽ並みに引き下げをを求める意見書	12月19日	否決	共産党	○	×	×	×	×	×
第13号	教職員を増やし、異常な長時間労働の是正を求める意見書	12月19日	否決	共産党	○	×	×	×	×	×
第14号	教育格差をなくし、すべての子どもたちにゆきとどいた教育を求める意見書	12月19日	否決	共産党	○	×	×	×	×	×
第15号	出入国管理及び難民認定法改正案の強行採決に抗議し抜本的見直しを求める意見書	12月19日	否決	共産党	○	×	×	×	×	×
第16号	水産改革関連法の見直しを求める意見書	12月19日	否決	共産党	○	×	×	×	×	×
第17号	消費税の10%増税中止を求める意見書	12月19日	否決	共産党	○	×	×	×	×	×
第18号	森林経営管理法の実施中止を求める意見書	12月19日	否決	共産党	○	×	×	×	×	×
<b>決議案 番号</b>	<b>件名</b>	<b>議決 月日</b>	<b>議決 結果</b>	<b>提案 会派</b>	<b>賛否の状況</b>					
					<b>共 産</b>	<b>自 民</b>	<b>府 民</b>	<b>公 明</b>	<b>維 新</b>	<b>無</b>
第1号	子どもの医療費助成を拡充し、中学卒業まで窓口無料化を求める決議	12月19日	否決	共産党	○	×	×	×	×	×
第2号	全員制の温かい中学校給食の実施を求める決議	12月19日	否決	共産党	○	×	×	×	×	×
第3号	奨学金返済支援制度の見直し拡充を求める決議	12月19日	否決	共産党	○	×	×	×	×	×
第4号	森林の防災対策の抜本的強化を求める決議	12月19日	否決	共産党	○	×	×	×	×	×

## 意見書案第8号

## 改定水道法を撤回し、財政支援の強化等を求める意見書

水道事業は、憲法が保障する生存権を保障するものとして、地方公営企業法と相まって、公共の福祉の増進が目的とされてきた。しかしながら、国による過剰な需要を見込んだダム建設など、過大な投資が水道事業の経営を大きく圧迫している。また、赤字であっても独立採算制により、一般会計からの繰り入れも制限され、老朽管の更新や耐震化も進まない実態が広がっている。

改定水道法は、こうした深刻な水道事業の現状を解決するどころか、水道施設の所有権を自治体に残したまま、運営権を民間に売却するコンセッション方式の導入など民営化を促進すること。また、広域化を促進することで、簡易水道や自己水源の廃止につながり、災害対応にも有効な自治体による地域分散型水道を否定し弱体化させること。さらに、料金値上げなど民間の運営に対するチェック機能が働かなくなることなど、改定水道法の強行は到底認められない。

府内でも、「命に直結する水道事業を、利益最優先の民間業者に任せていいのか」との声が広がっている。世界では、民営化で料金の高騰、水質悪化などから再公営化の動きが加速し、2000年から15年間で37カ国、235事業にも上っている。世界の水道事業の民営化の失敗は、水は人権、自治が基本だと言うことを教えている。

については、国におかれては、改訂水道法を撤回し、住民の貴重な財産である水道インフラは、自治体主体で健全な運営が可能となるよう、水道事業が抱える問題の解決に向け、過大な需要を見込んだダム開発の中止、技術職員の確保、財政支援の強化等を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月19日

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	伊達忠一殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
財務大臣	麻生太郎殿
総務大臣	石田真敏殿
厚生労働大臣	根本匠殿
内閣官房長官	菅義偉殿

京都府議会議長 村田正治



意見書案第 11 号

## 日本を再び戦争する国に逆戻りさせる憲法 9 条改悪に反対する意見書

先の臨時国会では、「安倍政権のもとでの 9 条改憲は許さない」という国民世論と野党共闘の力が、憲法審査会への自民党改憲案提案を断念に追い込んだ。しかし、安倍首相は、憲法 9 条を変えることに、執念を燃やしている。安倍首相は、「憲法 9 条に自衛隊を書き込むだけで、自衛隊の権限も任務も、何も変わらない」と言っているが、ひとたび憲法 9 条に自衛隊を明記すれば、戦力の保持を禁じている 9 条 2 項が形骸化し、自衛隊は無制限に武力を行使することが可能になる。そうなれば、自衛隊員が、戦場で殺し殺される事態が起こることは、火を見るより明らかである。

すでに、2015 年に安保法制＝「戦争法」が成立して以降、自衛官の応募が激減している。そこで、防衛省が、全国の自治体に自衛官募集業務に協力することを強要し、京都府が、無条件に協力していることは重大である。

については、国においては、自衛官募集業務への協力の強要は直ちに中止し、日本を再び戦争する国に逆戻りさせる憲法 9 条の改悪は、きっぱりと断念すべきである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 30 年 12 月 19 日

衆議院議長	大 島 理 森 殿
参議院議長	伊 達 忠 一 殿
内閣総理大臣	安 倍 晋 三 殿
法務大臣	山 下 貴 司 殿
外務大臣	河 野 太 郎 殿
経済産業大臣	世 耕 弘 成 殿
防衛大臣	岩 屋 毅 殿
内閣官房長官	菅 義 偉 殿

京都府議会議長 村 田 正 治

## 意見書案第 12 号

## 国民健康保険料（税）を協会けんぽ並みに引き下げをを求める意見書

高すぎる国民健康保険料（税）に住民が悲鳴をあげている。滞納世帯は 289 万、全加入世帯の 15% を超え、京都府でも 3 万 8388 世帯にのぼり、無保険になったり、正規の保険証をとりあげられるなど、生活の困窮で医療機関の受診が遅れたために死亡した事例が、全日本民医連の調査で、昨年一年間で 63 人にのぼるといふ、深刻な事態も起こっている。

日本医師会などからも、国民皆保険制度をまもるために、低所得者の保険料（税）を引き下げ、保険証の取り上げをやめるよう求めているところである。

高すぎる保険料を引き下げ、国保の構造的な問題を解決するためには、公費を投入するしかなく、全国知事会、全国市長会、全国町村会なども、国保の定率国庫負担の増額を政府に要望し続けており、2014 年には、公費を 1 兆円投入して、協会けんぽの保険料並みに引き下げを政府・与党に求めたところである。

国民健康保険法第 4 条は、国の責務として、国は国民健康保険事業の運営が健全に行われるように努めなければならないと規定している。この趣旨を生かすためには、国が、国庫負担を引き上げることが肝要である。

よって、国及び関係機関におかれては、以下の事項を強く要望する。

1. 高すぎる国民健康保険料（税）を「協会けんぽ」並みに引き下げのため、「均等割」「平等割」を廃止し、国は 1 兆円の公費投入を行うこと。
2. 国による保険料（税）の免除制度をつくること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 30 年 12 月 19 日

衆議院議長	大 島 理 森 殿
参議院議長	伊 達 忠 一 殿
内閣総理大臣	安 倍 晋 三 殿
総務大臣	石 田 真 敏 殿
厚生労働大臣	根 本 匠 殿
内閣官房長官	菅 義 偉 殿

京都府議会議長 村 田 正 治

## 意見書案第13号

## 教職員を増やし、異常な長時間労働の是正を求める意見書

子どもたちは、人類が蓄積した文化を学び、他者との温かい人間関係の中で、一人ひとりが個性的に人として育つ。その人間形成を支える教員の仕事は、自らの使命への自覚、それと結びついた広い教養や深い専門的な知識・技能が求められる、尊い専門職である。

ところが、国が教員の授業負担を増やしたため、教職員の長時間労働が社会問題となっている。国の「教員勤務実態調査」(2016年)によれば、教員は月曜から金曜日まで毎日平均12時間ちかく働き、休みのはずの土日も働いている。精神疾患による休職者が増え、過労死も後を絶たない状況で、教員の長時間労働は限界に達している。京都でも、月80時間の「過労死ライン」以上の超過勤務者は、小学校52%、中学校72%、高等学校38%、特別支援学校31%となっている。教員の長時間労働は、「先生、遊んで。話を聞いて」の声に応じたり、いじめなどに対応する時間や心の余裕がなくなったり、子どもにとっても深刻な問題である。小学校の教員の多くが一日5コマ、6コマの授業をしているが、6コマの授業をこなし、法律通りに45分の休憩をとれば、残る時間は25分程度となり、授業準備や採点、各種打ち合わせや報告書づくりなどの校務が終わるはずがなく、長時間の残業は必至である。

こうした教職員の異常な長時間労働をなくすために、(1)持ち時間数の上限を決め、そのための定数改善を行う、(2)現場に負担を与えている学校の業務を削減・中止する、(3)教職員の働くルールを確立する、(4)公立・私立での非正規教職員の正規化と待遇改善をすすめることが必要である。先進国最下位の教育予算のGDP比を0.1ポイント引き上げるだけで、小中学校の教員定数を10年間で9万人増やすことができる。

については、国におかれては、教職員を増やし、異常な長時間労働の是正を行うよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成30年12月19日

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	伊達忠一殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
財務大臣	麻生太郎殿
総務大臣	石田真敏殿
文部科学大臣	柴山昌彦殿
厚生労働大臣	根本匠殿
内閣官房長官	菅義偉殿

京都府議会議長 村田正治

## 意見書案第14号

## 教育格差をなくし、すべての子どもたちにゆきとどいた教育を求める意見書

今日、子どもの貧困率は13.9%、一人親家庭の貧困率50.8%となり、すべての子どもたちの豊かな学びのために、教育予算の増額と教育条件の改善は急務である。

ところが、国の制度としての35人以下学級は、小学校1、2年生まで進んだものの、3年生以降への広がりは見られない。また、小学校での専門を生かした指導を豊かにする専科教員配置も不十分である。

一方、「高校無償化」に所得制限が導入され4年経ち、「見直し」が行なわれているが、所得制限をなくし「高校無償化」の復活、公立・私立ともに学費の無償化が求められている。さらに、大学生への「給付型奨学金」も対象者数や金額でも決して十分とはいえない。

そして、特別支援学校の児童・生徒が急増しているが、学校建設や老朽施設の改修が追いつかずに、劣悪な教育環境のまま先延ばしとなっている。

日本の教育機関への公財政支出は3.2%で、OECD諸国中で最下位に戻っている。OECD諸国平均の4.4%まで引き上げれば、小・中・高校のすべての学年で「35人以下学級」の実現のみならず、教育条件整備と公立・私立ともに就学前から大学まで教育の無償化をすすめることが可能となる。

については、国におかれては、ゆきとどいた教育の実現のために、次の項目の実現を求める。

- 1 教育予算をOECD諸国並みに計画的・段階的に増やし、ゆきとどいた教育条件をすすめること。
- 2 国の責任で小・中学校、高等学校の35人以下学級を一刻も早く実現し、幼稚園や特別支援学級・学校の学級編成の標準の引き下げをすすめること。
- 3 教育費の保護者負担を軽減し、教育の無償化をすすめること。「高校無償化」を復活、私学助成国庫補助の増額、返済不要の給付制奨学金制度の拡充、大学等の学費引き下げをはかること。
- 4 公立・私立ともに豊かな環境で学べるよう、教育条件や施設の改善をすすめること。正規・専任の教職員を増やし、特別支援学校の過大・過密の解消、学校耐震化率100%を早期に実現すること。
- 5 東日本大震災などの地震や自然災害と福島原発事故被害の子どもを守り、学校と地域の要望を反映した復旧・復興をすすめること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成30年12月19日

衆議院議長	大島理森 殿
参議院議長	伊達忠一 殿
内閣総理大臣	安倍晋三 殿
財務大臣	麻生太郎 殿
総務大臣	石田真敏 殿
文部科学大臣	柴山昌彦 殿
内閣官房長官	菅義偉 殿

京都府議会議長 村田正治

## 意見書第 15 号

## 出入国管理及び難民認定法改正案の強行採決に抗議し抜本の見直しを求める意見書

12月8日、外国人労働者の受け入れ拡大を目的とした「出入国管理及び難民認定法改正案」が参議院本会議で強行採決された。しかし、法案審議進むほどに、外国人労働者をモノ扱いし、「使い捨て」を拡大する法案の問題が次々と明らかになり、法案を正当化する政府の主張は完全に破綻し、世論調査でも「成立を急ぐ必要がない」という声が6割から8割に達した。

そもそも、法律の最大の狙いは、「人手不足」対策として、「特定技能」という資格を新設し、これまでよりもはるかに広い業種で外国人労働者が働くことを可能にすることにある。さらに、政府が外国人技能実習制度で起こっている大量の失踪の実態について、最低賃金以下の酷使や、暴行・セクハラなどが横行していた事実を隠ぺいし、調査結果のねつ造や、虚偽答弁を繰り返したことも極めて重大である。

暗躍する人材ビジネスやブローカーを排除できない仕組み、医療などの社会保障や日本語習得の問題、留学生の無権利状態も放置のままで、まさに外国人労働者を「安い労働力」としか見ない安倍政権の姿勢は、国際的にも到底認められない。

については、国におかれては、出入国管理及び難民認定法の一部改正については、実施せず、外国人技能実習制度とともに、抜本的な見直しを行うよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月19日

衆議院議長	大 島 理 森 殿
参議院議長	伊 達 忠 一 殿
内閣総理大臣	安 倍 晋 三 殿
総務大臣	石 田 真 敏 殿
厚生労働大臣	根 元 匠 殿
内閣官房長官	菅 義 偉 殿

京都府議会議長 村 田 正 治

## 水産改革関連法の見直しを求める意見書

政府は水産改革関連法案を国会で十分な議論もされないまま、強行採決した。

改正案では、漁業権の地元漁民への優先付与をやめ、「漁場を適切かつ有効に活用している」という新しい基準が作られた。同時に大型船のトン数規制が撤廃されており、大企業等が資本力を生かし経営展開を広げることで長期的に漁業権が独占されていくことが危惧される。

さらに法案は、漁業調整委員会の公選制を廃止し知事の任命制とする。これは漁業者の被選挙権を奪う暴挙であり、透明性のない中で漁場利用の調整が行われることは重大な問題である。また、資源管理のために導入する漁獲割当制度に沿岸漁業者の同意が明記されず、沿岸漁業への影響は考慮されていない。

その上で、漁業法の目的から「漁業者及び漁業従事者を主体」や「漁業の民主化」などの文言が削除されていることから、これらの改正が強権的に地元漁民から漁業権を奪い企業に売り渡すことを本質とすることは明らかである。

こうした改正案について、政府主催の説明会に参加した沿岸地区の漁協は77組合だけであり、955ある漁協のわずか1割にも達していない。現場を置き去りにしない、浜と漁業者が主役になれる政策転換こそが求められる。

については、国におかれては、改正された漁業法を見直し、漁業法の「漁業者及び漁業従事者を主体」「漁業の民主化」の文言を戻すこと、漁業調整委員会の公選制の復活、大型船のトン数規制や、漁獲割当制度への沿岸漁業者の同意を行うことなどを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月19日

衆議院議長	大 島 理 森 殿
参議院議長	伊 達 忠 一 殿
内閣総理大臣	安 倍 晋 三 殿
総務大臣	石 田 真 敏 殿
農林水産大臣	吉 川 貴 盛 殿
国土交通大臣	石 井 啓 一 殿
内閣官房長官	菅 義 偉 殿

京都府議会議長 村 田 正 治

意見書第17号

## 消費税の10%増税中止を求める意見書

政府は、来年10月に消費税10%増税を強行しようとしている。

消費税率が8%に増税された2014年4月以降、GDPの6割を占める個人消費がいつそう落ち込み、実質賃金は5年連続減少するなど景気回復の大きな障害となっている。内閣府が発表した今年7～9月期のGDP改定値は、前期に比べた伸び率が先月発表された速報値よりさらに悪化し、物価の変動を除いた実質で0.6%減、1年間続くと仮定した年率では2.5%減となる。前回消費税が増税された、2014年4～6月期以来の大幅な落ち込みである。自然災害の影響もあるが、個人消費や設備投資の減少が大きく、消費不況の深刻さを浮き彫りにしている。

政府は、複数税率の導入など消費減対策に巨額の資金を投じることも予定しているが、制度を複雑にするだけで消費者にも小売業者などにも混乱をもたらすものであり、既に期待ができないという声が各所で挙げられている。

社会保障や財政再建の財源は、富裕層や大企業への優遇税制の見直し、支払い能力に応じた「応能負担」の強化、大型開発や米軍への思いやり予算、政党助成金などムダを削ることから生み出すことが可能である。消費税は、収入の少ない人ほど税負担率が高くなる逆進性が強い税金であり、「生計費非課税」の原則に反し、国民のくらしを苦しめている。

よって、国におかれては、消費税10%への増税を中止することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月19日

衆議院議長	大島理森 殿
参議院議長	伊達忠一 殿
内閣総理大臣	安倍晋三 殿
財務大臣	麻生太郎 殿
総務大臣	石田真敏 殿
経済産業大臣	世耕弘成 殿
内閣府特命担当大臣 (経済財政政策担当)	茂木敏充 殿
内閣官房長官	菅義偉 殿

京都府議会議長 村田正治



意見書案第 18 号

## 森林経営管理法の実施中止を求める意見書

平成 30 年 5 月 25 日に森林経営管理法が成立し、来年 4 月 1 日に施行する予定となっている。

森林経営管理法は山林所有者に適時に伐採、造林、保育を行うことを義務づけ、義務が果たせないときに市町村に経営管理権を移行させることを可能にし、所有者が譲渡を断った場合でも知事の判断で取り上げることを可能にするなど、非常に強権的なものである。

そもそも、山林所有者が森林経営を行うことが困難になった背景には、木材価格を低下させるこれまでの林業政策によって採算が取れなくなったことがある。そうした失政の総括のなきまま、多くの山林所有者が「やる気がない」として経営管理権を取り上げようとするのは重大である。また、市町村には林業関係の専門家がいない場合も多く、多大な負担を押し付けることになる。さらに、短伐期皆伐が横行することにより防災的機能を含む山林の多面的機能が低下するだけでなく、日本の森林資源の持続可能性を損なわせる危険性もある。

ついては、国におかれては、森林経営管理法の実施を中止することを強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月19日

衆議院議長	大 島 理 森 殿
参議院議長	伊 達 忠 一 殿
内閣総理大臣	安 倍 晋 三 殿
総務大臣	石 田 真 敏 殿
農林水産大臣	吉 川 貴 盛 殿
国土交通大臣	石 井 啓 一 殿
内閣官房長官	菅 義 偉 殿

京都府議会議員 村 田 正 治

決議案第1号

子どもの医療費助成を拡充し、中学卒業まで窓口無料化を求める決議

府民の暮らしに貧困と格差が広がり、「子どもの貧困」対策、子育て支援策がますます重要な課題となり、そのなかで、子どもの医療費について、府内のほとんどの市町村で、通院も含めて中学や高校卒業まで独自に助成制度を拡充し、窓口無料化にするなどの負担軽減策が実施されてきている。

世論と運動の広がりのなかで、本府でも現在開催中の「子育て支援医療助成制度あり方検討会議」では、「通院3歳から月3000円まで自己負担」を「2000円」「1000円」に減額する試算などが示されているが、子育て世帯や医療関係者などからは思い切った制度拡充と負担軽減を求める声が繰り返し寄せられている。

現行制度のままの対象年齢拡充や、多少の負担軽減にとどまるのではなく、通院も中学卒業まで窓口無料化することが必要であり、これにより、市町村制度の底上げ、拡充にもつながるのである。

府内どこに住んでいる子どもも安心して医療にかかり、いのちと健康が守られるべきであり、この制度を子育てへの安心を支える制度とすべきである。

については、本府の子どもの医療費助成制度を、通院も「3歳から月3000円までの自己負担」を撤廃し、中学卒業までの窓口無料化を、すみやかに実施するよう求めるものである。

以上、決議する。

平成30年12月19日

京 都 府 議 会

決議案第2号

全員制の温かい中学校給食の実施を求める決議

学校給食は、児童・生徒の栄養の摂取にとって重要であるにとどまらず、食育においても大きな役割を果たすものになっている。

しかし、京都府内における中学校給食の喫食率は35.7%（2016年5月1日）と、神奈川県について全国に2番目に低く、喫食率を向上させることは、本府の子どもたちの健康を保障し、食育を推進するためにも大きな課題となっている。

さらには中学校給食を実施していない自治体で、弁当を持ってくることができない生徒が少なからず存在することもあきらかになっており、子どもの貧困問題の解決にとっても喫緊の課題となっている。+

保護者からも中学校給食の実施を求める声が広がり、そうした中、府内の自治体では中学校給食の実施、あるいは実施に向けた検討を始める自治体が増えている。

一方で、選択性の注文弁当を学校給食と位置づけている自治体や、そもそも学校給食法にもとづかない昼食販売にとどまっている自治体もあり、改善が求められている。

よって、本府におかれては、府内自治体の子どもたちがどこに住んでいても、小学校と同じような給食を中学校になっても食することができるよう、財政支援等自治体への支援を行うべきである。

以上 決議する。

平成30年12月19日

京 都 府 議 会

## 奨学金返済支援制度の見直し拡充を求める決議

我が国の大学生・大学院生の2人に1人が奨学金を受給しており、その多くは将来に返済が必要な貸与型奨学金である。そうした中、将来のために大学や大学院で学ぶはずが、将来にわたる返済のため結婚や出産が考えられないとの声や、奨学金の返済ができない「奨学金破産」のような衝撃的な事態も広がっている。

こうした現状の解決を求める運動が広がる中、本府でも従業員の奨学金返済支援制度を持つ中小企業を支援する、「就労・奨学金返済一体型支援制度」が昨年度の当初予算に組み込まれ、実施されている。しかし、制度利用は19社56名と徐々に伸びてはいるものの、厳しい実態に見合っているとはいえない。制度利用の伸び悩む背景には、周知徹底の不足や中小企業が返済支援制度を持つことが必要なこと、就職から6年目までしか対象にならないことなどがある。

については、さらに幅広い奨学金返済者へ支援の手が届くよう、制度の見直し拡充を進められるよう強く求める。

以上、決議する。

平成30年12月19日

京 都 府 議 会

## 決議案第4号

## 森林の防災対策の抜本的強化を求める決議

今年、連続した豪雨や台風は、京都府域にも大きな被害の爪痕を残した。強風による被害は家屋の一部損壊だけで9,142棟、パイプハウスで2,131棟、さらに倒木は590箇所1,163.5haにも上った。これらはかつて体験したことがないことであり、復旧への支援策の強化が急がれる。とりわけ、倒木による森林被害は、道路や人家への影響があるところを中心に、応急対応が関係者の努力により行われたものの、雪害の心配もされる時期に入り、二次災害への不安やまた民有地の倒木の対応の難しさなど、新たな解決すべき課題が浮き彫りとなっている。

森林は、生物多様性の保全、土砂災害の防止、水源のかん養、さらに地域や集落の維持等、多面的機能を有しているだけに、今後も連続する災害が予想されるもと、府域の約75%を占める森林への防災対策の観点から、これまでの取り組みの見直しや抜本的強化が求められている。

よって、以下の点について、とりくみをすすめられたい。

1. 防災対策、林業支援、森林保全等、予算の大幅な増額を行うこと。
2. 倒木した状態で放置されている森林の実態を随時把握し、必要な倒木処理を関係者と連携して速やかに取り組むこと。
3. 天然林を含む危険箇所倒木による流木や土砂災害の対策は対応が急がれており、天然林も含む危険箇所についても、保安林指定などハード・ソフトともにいっそう強化すること。
4. 急傾斜地対策工事等は前倒しして実施すること。
5. 防災の観点から、治山対策、間伐支援など、林業や林家への抜本的支援を行うこと。

以上、決議する。

平成30年12月19日

京 都 府 議 会